



# 島根県報

平成22年8月3日（火）

第2,210号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|                                   |             |   |
|-----------------------------------|-------------|---|
| 島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正 | （総 務 課）     | 2 |
| 解除予定保安林                           | （森 林 整 備 課） | 2 |

### 【公 告】

|                  |             |   |
|------------------|-------------|---|
| 平成22年度消防設備士講習の実施 | （消 防 防 災 課） | 2 |
|------------------|-------------|---|

### 【雑 報】

|             |             |   |
|-------------|-------------|---|
| 危険物取扱者試験の実施 | （消 防 防 災 課） | 3 |
|-------------|-------------|---|

**告 示****島根県告示第509号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成22年8月3日から施行する。

平成22年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表のしまね医学生特別奨学金貸与者選考審査の項の次に次のように加える。

|                           |   |   |   |
|---------------------------|---|---|---|
| 研修医研修支援資金貸与者選考<br>審査      | 〃 | 〃 | 〃 |
| 特定診療科医師緊急養成奨学金<br>貸与者選考審査 | 〃 | 〃 | 〃 |

**島根県告示第510号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
仁多郡奥出雲町河内968-35・1220-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、平成22年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成22年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 受講対象者
  - (1) 消防設備士免状の交付を受けてから2年以内の者
  - (2) 前回の講習を受けてから5年以内の者
- 2 講習年月日及び場所

| 講 習 区 分 | 免 状 の 区 分 | 講 習 年 月 日  | 場 所 |
|---------|-----------|------------|-----|
| 消火設備    | 第1類の甲種    | 平成22年10月8日 | 出雲市 |
|         | 〃 乙種      |            |     |
|         | 第2類の甲種    |            |     |

|          |                          |                            |            |
|----------|--------------------------|----------------------------|------------|
|          | 〃 乙種<br>第3類の甲種<br>〃 乙種   |                            |            |
| 警報設備     | 第4類の甲種<br>〃 乙種<br>第7類の乙種 | 平成22年10月15日<br>平成22年10月19日 | 浜田市<br>松江市 |
| 避難設備・消火器 | 第5類の甲種<br>〃 乙種<br>第6類の乙種 | 平成22年10月26日                | 松江市        |

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

### 3 講習科目及び講習時間

(1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

(2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

### 4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(社)島根県消防設備協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所並びに各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けること。

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成22年9月1日から平成22年9月24日まで（郵送の場合は、9月24日の消印有効）

イ 提出先

松江市殿町1番地 島根県庁7階「(社)島根県消防設備協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。）

### 5 問合せ先

〒690-8501

松江市殿町1番地 島根県庁7階

(社)島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-22-6828

F A X 0852-22-6754

## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成22年度第2回及び第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成22年8月3日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

## 1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

## 2 試験日及び試験場所

| 区 分   | 試 験 日            | 試 験 場 所               |
|-------|------------------|-----------------------|
| 第 2 回 | 平成22年11月 7 日 (日) | 松江市、出雲市、大田市、浜田市、隠岐の島町 |
| 第 3 回 | 平成22年11月14日 (日)  | 益田市                   |

## 3 試験の開始時間

午前の試験 9時30分 (9時15分までに集合すること。)

午後の試験 13時30分 (13時00分までに集合すること。)

## 4 受験手続

## (1) 受験願書提出先

書面申請 (願書による受験申請) と電子申請 (インターネットによる受験申請) の2通りのうち、いずれかによる。

## ア 書面申請の場合

財団法人消防試験研究センター島根県支部 (願書を持参又は郵送のこと。)

## イ 電子申請の場合

財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

## (2) 受験願書受付期間

## ア 書面申請の場合

平成22年 9 月 6 日 (月) から 9 月 21 日 (火) まで (郵送の場合は、9 月 21 日の消印有効)

## イ 電子申請の場合

平成22年 9 月 3 日 (金) 午前 9 時から 9 月 18 日 (土) 午後 5 時まで (受付期間中、24時間受け付ける。)

## (3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

## 5 その他

## (1) 書面申請の場合

## ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター (事務所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

## イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手をはった請求者あて先明記の返信用角型 2 号封筒 (A 4 サイズ) を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

## ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル 2 階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

## (2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで (土、日曜日及び祝日を除く。)